

特定の職種及び作業に係る技能実習制度運用要領-介護職種の基準について-の一部改正について

令和5年11月1日

標記運用要領について、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表いたします。

記

赤字下線が修正部分

u003cspan style="color: red;">赤字下線が修正部分

通し番号	該当ページ (改訂版要領)	該当行	現行	改正後												
1	P8	8行目	<p>○ 日本語能力を証明する書類を追完する場合には、各試験の実施時期と確認書類の発行時期に留意し、期限までに追完する必要があります。各試験の実施時期と確認書類の発行時期は以下の表の通りです。(国・地域によって実施回数は異なりますので、詳しくは各試験のHPを参照下さい。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>試験の種類</th> <th>試験実施時期</th> <th>確認書類の発行時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本語能力試験</td> <td>7月(第1回)、 12月(第2回)</td> <td>(受験地が国内の場合)</td> </tr> </tbody> </table>	試験の種類	試験実施時期	確認書類の発行時期	日本語能力試験	7月(第1回)、 12月(第2回)	(受験地が国内の場合)	<p>○ 日本語能力を証明する書類を追完する場合には、各試験の実施時期と確認書類の発行時期に留意し、期限までに追完する必要があります。各試験の実施時期と確認書類の発行時期は以下の表の通りです。(国・地域によって実施回数は異なりますので、詳しくは各試験のHPを参照下さい。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>試験の種類</th> <th>試験実施時期</th> <th>確認書類の発行時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本語能力試験</td> <td>7月(第1回)、 12月(第2回)</td> <td>(受験地が国内の場合)</td> </tr> </tbody> </table>	試験の種類	試験実施時期	確認書類の発行時期	日本語能力試験	7月(第1回)、 12月(第2回)	(受験地が国内の場合)
試験の種類	試験実施時期	確認書類の発行時期														
日本語能力試験	7月(第1回)、 12月(第2回)	(受験地が国内の場合)														
試験の種類	試験実施時期	確認書類の発行時期														
日本語能力試験	7月(第1回)、 12月(第2回)	(受験地が国内の場合)														

				9月上旬(第1回)、 2月上旬(第2回) (受験地が海外の場合) 10月上旬(第1回)、 3月上旬(第2回)				9月上旬(第1回)、 2月上旬(第2回) (受験地が海外の場合) 10月上旬(第1回)、 3月上旬(第2回)	
			J. TEST実用 日本語検定	1月、3月、5月、7月、9月、11月	試験実施日の約1か月後		J. TEST実用 日本語検定	1月、3月、5月、7月、9月、11月	試験実施日の約1か月後
			日本語NAT-TEST	2月、4月、6月、8月、10月、12月	試験実施日から3週間以内		日本語NAT-TEST	2月、4月、6月、8月、10月、12月	試験実施日から3週間以内
			介護日本語能力テスト	<u>2月、6月、10月</u>	<u>試験実施日から約2週間後</u>		介護日本語能力テスト	<u>3月、7月、11月</u>	<u>試験実施日から約4週間後</u>
			国際交流基金 日本語基礎テスト	概ね各月	試験実施日から5営業日以内		国際交流基金 日本語基礎テスト	概ね各月	試験実施日から5営業日以内

2	介護参考 様式第8号 (告示第2 条及び第3 条関係)	(注意)	<p>1 ③は、②に記載した種別コードに対応する施設・事業の指定等を受けた行政庁を記載すること</p> <p>2 ⑤は、常勤換算方法により算出するものではなく、他職種と同様、継続的に雇用されている職員であって、介護等を主たる業務とする者を事業所ごとに算出した数を記載すること。</p> <p>3 ⑥に記載した人数分の技能実習指導員の履歴書(参考様式第1-4号)、<u>技能実習指導員の就任承諾書及び誓約書(参考様式第1-5号)及び技能実習指導員の常勤性が確認できる書類</u>を添付すること。</p>	<p>1 ③は、②に記載した種別コードに対応する施設・事業の指定等を受けた行政庁を記載すること</p> <p>2 ⑤は、常勤換算方法により算出するものではなく、他職種と同様、継続的に雇用されている職員であって、介護等を主たる業務とする者を事業所ごとに算出した数を記載すること。</p> <p>3 ⑥に記載した人数分の技能実習指導員の履歴書<u>並びに</u>就任承諾書及び誓約書(参考様式第1-5号)を添付すること。</p>
---	---	------	--	--